

児童相談所における  
虐待を受けた子どもの心理アセスメント面接

解 説 編

厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）  
「児童福祉機関における思春期児童等に対する  
心理的アセスメントの導入に関する研究」

# I 解説

---

## 1 はじめに

### (1) 目的

虐待を受け、児童相談所に一時保護された子どもに対し、児童心理司がアセスメント面接を行なうことにより、虐待による心理・行動・発達の側面への影響等について評価することと、それに基づいてケアの方針を策定することを目的とする。

ここでのアセスメント面接は、単なる聞き取りのためのインタビューではなく、

①子どもとの関係づくり

②面接中でのケア（治療の一環）

③今後の見通しを伝える

等も含むものである。

### (2) 方法

なお、この面接の対象児の年齢は、小学生以上である。

このアセスメント面接は、「半構造化面接」で実施する。

**半構造化面接**とは、構造化面接に比べて緩やかな枠組みで実施し、調べる領域をある程度限定し、その話題について開かれた質問（自由質問）をして、さらに詳しく探りながら進めていく面接の方法である。

ここでは、質問はあらかじめ設定してあるが、詳細まで設定していないので、マニュアルを参考にしながら、子どもとのやり取りにおける自然さを大事にしながら行うことが求められる。

### (3) 面接者に求められること

面接に当たっては、以下の12点が面接者に求められる。

- ① アセスメント面接は、子どもが「安心」「自由」「自信」をもてるように面接者として配慮して行う。子どもが面接者の不用意なことばで傷つけられる等のないよう、面接の場が安全であることに絶えず気を配る。
- ② 面接は面接者の自己紹介、面接の目的を伝えることから始める。面接者は子どもがリラックスできるように配慮するとともに、とても大事なことを話すのだということを理解させる必要がある。そして子どもの質問に対しては、真剣に受け止めて応答することが重要である。
- ③ 面接の始めに子どもに終了予定時間や今後の予定について伝え、延長や変更が見込まれるときは事前に子どもに伝えると良い。
- ④ 子どもが面接で話す内容によって、何らトラブルが生じないことを子どもに保障しなければならない。子どもは虐待の理由を自分のせいにするのがよくあるので、事実を話しても子どもに何ら不都合が生じることはないということを伝え、子どもを安心させることは非常に大切である。
- ⑤ 面接者が抱えている問題を子どもに投影してはいけない。ごく自然な雰囲気面接

を行い、友好的な雰囲気や場を作り出すことを目指す。そして、子どもの精神年齢、発達や精神状態に基づいた信頼関係を子どもと結び、子どもに安心感を与え、少しでも自信の回復に寄与できるように面接を進めることを心がける。

- ⑥ ここでの面接は、非常に多岐にわたっている。質問することだけに追われるのではなく、面接はあくまで子どもが主体であることを念頭に実施する。子どもの疲労や心理面への影響を常に考え、子どもに負担がかかるようならば、より答えやすい質問にしたり、短時間にしたり、面接を中止したりする等の工夫が必要である。
- ⑦ 面接での質問は子どもの発達状況を考慮してできるだけ平易な言葉を用い、開かれた質問をするようにする。また、子どもが説明に用いた言葉をそのまま質問で使い、特定化された質問を少なくして、暗示的、誘導的にならないようにする。
- ⑧ 子どもからの質問に対しては、面接者自身が答えられる範囲で答えること。守れない約束を子どもと交わさない。子どもの質問に対して答えられない場合もあることを子どもに伝えておく。
- ⑨ 家族や加害者についての否定的な言及は行わないこと。面接者は自分の声の調子や表情に対して敏感であることが求められる。
- ⑩ 心理検査の実施時期については、子どもの状態をみながら決めることが望ましい。また、心理検査は、結果を出すことのみを追われてはいけない。その子どもの生活に生かすことを目的に実施するものである。
- ⑪ 事実を問うことは、子どものマイナスの状況に焦点をあてがちになるため、子どもの状況や内的資質のプラスの面（安心できる場、信頼できる人、得意な活動、優れた能力、楽しめる活動、成功体験等）を引き出すような質問を加えて、子どもに安心感を与え自信の回復に寄与できるようにする。また、その後のケアプランにそれらの強化を盛りこむ。
- ⑫ 面接の終わりには、家族が別れる状態になったのは自分の責任と思いこみやすい被虐待児への配慮から「あなたが悪いのではない」と確実に伝え、面接で把握したことをどのように生かすのかを説明する。また、子どもの状態に応じたケアを出来る範囲で行う。さらに、どうして欲しいのか子どもの気持ちを再確認する。

## 2 アセスメント面接の概要

### (1) アセスメント面接の構成

児童心理司により、アセスメント面接を実施する。

アセスメント面接は、現在の子どもの状態や心理状態を把握し、今後出現するであろう情緒・行動上の問題を推測し、子どものケアのポイントや方向性を示すために行う。

面接の標準的な流れは、以下の「(2) アセスメント面接の流れ」にある図のように進めて行く。

「アセスメント面接」は、次の7項目で構成されている。

1 「アセスメント面接のはじめに」

2 「ポイント① 虐待に関する子どもの主観的事実」

3 「ポイント② 発達・知的水準」

4 「ポイント③ 子どもからみた学校生活と友人関係」

5 「ポイント④ 子どもからみた家庭状況と家族関係・親子関係」

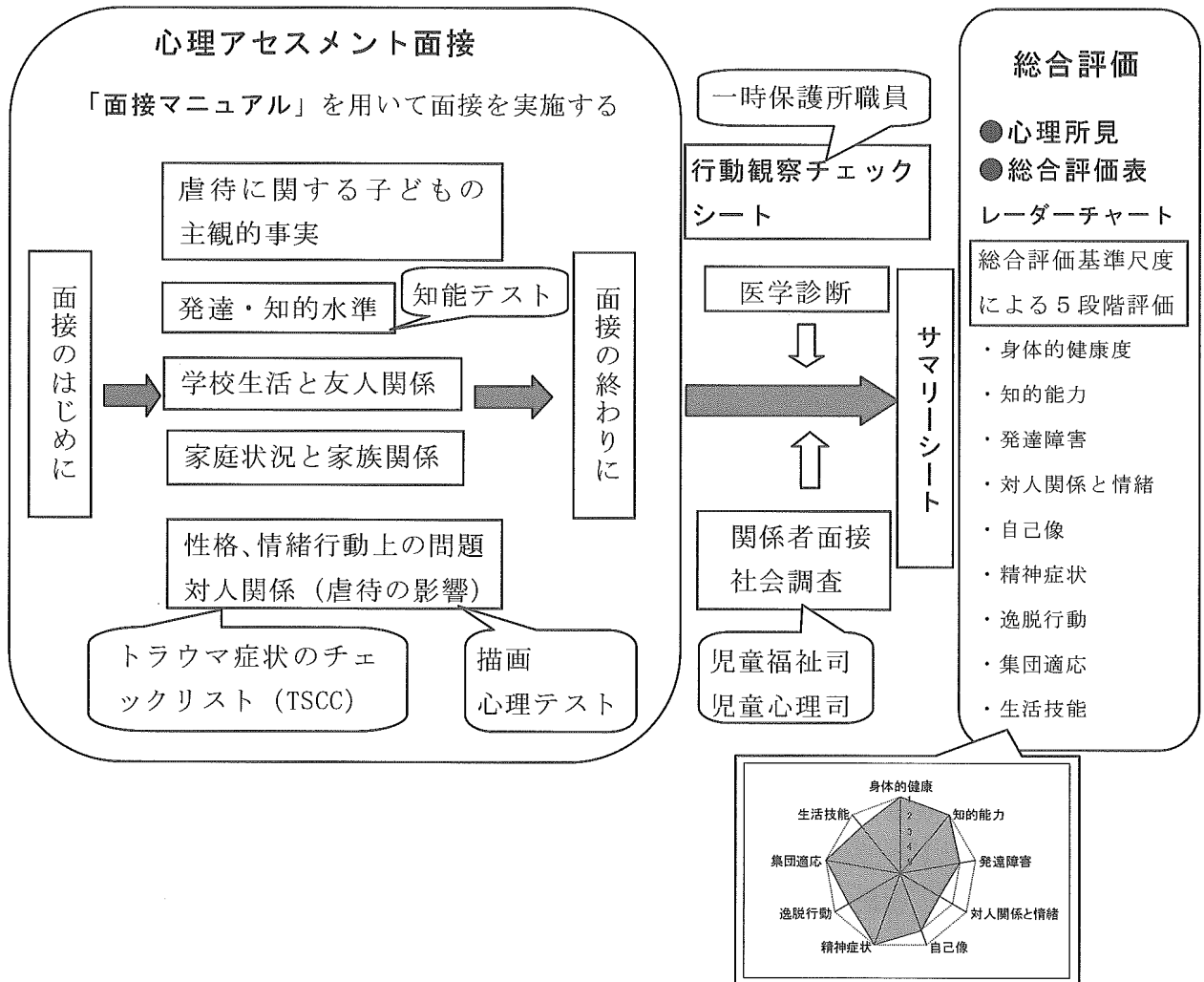
6 「ポイント⑤ 性格、情緒・行動上の問題、対人関係」

7 「アセスメント面接の終わりに」

このアセスメント面接は、一時保護中に最低限2回（1回の面接に1時間半）の面接しかできない場合もあることを前提に構成した。面接回数や時間は、各児童相談所や子どもの事情により違うので、アセスメントの順番や実施する内容は、面接者や子どもの状況から変更してもよい。（上記（3）面接者に求められること⑥⑩参照）

面接は「面接マニュアル」を参考に進め、内容は任意の用紙に記録するか、あるいは直接「サマリーシート」に記入する。面接後に、面接内容に加えて、児童福祉司による社会調査、一時保護所職員による行動観察（「子どもの行動観察チェックシート」）、医学診断等から得られた情報の要点を「サマリーシート」に記入する。それを参考にして「総合評価」の「心理所見」としてまとめ、さらに総合的な視点から「総合評価基準尺度」に則って9項目について5段階評価し、その評価点とコメントを「総合評価表」に記入し、それを「レーダーチャート」の形でグラフ化する。

図1 アセスメント面接の構成



## (2) アセスメント面接の流れ

アセスメント面接は、「アセスメント面接のはじめに」に始まり、「アセスメントのポイント①（以下、「ポイント①」という）」まではどの子どもにも共通する進め方であるが、それ以降は、ここまでの子どもの答え方、様子等子どもの状況によって実施の順番を変えても良い。しかし、各ポイントは押さえる。

参考までに、「ポイント②～⑤」の進め方を、ここでは

### 1. 標準的な進め方

#### 2. 「ポイント①」の質問に対して答えることができない場合の進め方

#### 3. 「ポイント①」で入所理由に関して家族の問題を述べる場合の進め方

について、示す。

アセスメント面接の最後には、「アセスメント面接の終わりに」を実施し、各担当（福祉職、児童福祉司、医師等）から情報を収集した上で、アセスメント面接のまとめを行う。

### 1. 標準的な進め方

#### 児童福祉司による導入

今後行われるアセスメント面接の面接者紹介と面接の目的と内容について、事前に情報提供

#### 【目的】

今後行われるアセスメント面接の面接者紹介と面接の目的と内容について、事前に情報提供をする。

#### 【例】

「1週間ぐらいしたら、〇〇児童相談所の心理の〇〇さんがあなたに会いに来ます。あなたの気持ちを聞いたり、心理テストをしたりして、子どもの立場に立ってこれからのことを一緒に考えていきたいと思っています。安心して何でも話してください。」



### <アセスメント面接>

#### アセスメント面接のはじめに

信頼関係の形成 面接担当者の自己紹介と仕事の内容の説明  
子どもが理解できる言葉で守秘義務の説明 面接内容の説明

#### 【目的】

子どもが安心して面接に臨めるように、子どもが理解できる言葉で説明をする。下記の点について、面接の始めに触れ、子どもに面接の意味を説明する。

- ①自己紹介と仕事の内容
- ②守秘義務についての説明
- ③面接内容についての説明



### ポイント①

虐待に関する子どもの主観的事実—入所の理由、虐待について

#### 【目的】

一時保護された子どもがなぜ保護をされることになったかについて、子ども自身がどのように認識しているのかを質問の中から探っていく。

### ポイント②

発達・知的水準

#### 【目的】

身体発育の問題、知的能力の程度、発達障害（ADHD、LD、PDD）の有無等子どもの客観的な状況を把握する。

### ポイント③

子どもからみた学校生活と友人関係

#### 【目的】

子どもの学校での生活、友人関係、大人との関係について聞き、子どもの社会的場面での適応状況と子どもを支える要素を把握する。

### ポイント④

子どもからみた家庭状況と家族関係・親子関係  
—家族について、自分の歴史について（最初の記憶）

#### 【目的】

ここでは子どもからみた家族状況（衣・食・住）、家族・親族・その他の人間関係、家族の歴史についてどのように捉えているかを聞く。その中で虐待の事実や虐待者への感情が浮き彫りにされることもある。子どもからみた家族の歴史については、健忘（記憶の欠落している時期）と強く印象付けられている出来事を聞き、子どもの内的体験や外傷体験を推測する。

### ポイント⑤

性格、情緒・行動上の問題、対人関係 — 虐待の心身への影響

#### 【目的】

HTP、SCT等の心理テストや子どものトラウマ症状チェックリスト（TSCC）を実施して、他の情報も参考にしながら性格特徴や虐待による心身への影響（感情調整の障害、自己破壊的傾向、解離、PTSD症状、身体化、否定的な自己評価等）や対人関係の問題（愛着の問題、対人関係パターン）を把握する。

アセスメント面接の終わりに  
面接終了にあたり、子どもへのケア  
子どもの今後の意向の再確認と見通し

**【目的】**

下記の点について終了時に触れ、子どもを取り巻く状況について分かりやすく説明をする。

- ①子どもへのケア
- ②今後の意向の再確認と見通し
- ③守秘義務



情報収集のための関係者面接

一時保護所の行動観察による情報（子どもの行動観察チェックシート）  
医学診断（必要な場合）やその他関係者面接による情報



アセスメント面接のまとめ

「サマリーシート」  
「総合評価」（「心理所見」「総合評価表」「レーダーチャート」）  
の作成

**2. 「ポイント①（虐待に関する子どもの主観的事実）」の質問に対して答えることができない場合の進め方**

この場合、答えることができない原因が(1)知的な問題からくるのか(2)心理的な抵抗からくるのか(3)面接場面での緊張からくることなのかを押さえておくことが大切になる。したがって、心理的負荷の少ない描画等の心理検査から実施し、子どもにとって話しやすい雰囲気を作った上で、知的な側面を把握するために知能検査を実施する。

心理検査の実施

性格検査（描画、SCT等の実施）

**【目的】**

子どもが面接で話しやすい雰囲気を作るために、子どもにとって心理的な抵抗の少ない心理検査を実施する。

**【方法】**

実施する検査については、知的な問題がありそうな子どもには、HTP、バウム、DPT等の描画検査、ある程度年齢が高く、知的な問題がなさそうな子どもには、上記以外にも風景構成法、SCT等も可能である。

実施した上で、子どもの答えた描画検査の内容について質問しながら、子どもの認知の傾向や置かれている状況を把握する。

#### その後の進め方

描画検査で描いたものについていくつか質問をし、それに対する答え方や内容が面接を自然に進めるヒントになる。

次に実施するものは、知的な問題が推測される場合には、「ポイント②」、学校について話せそうならば、「ポイント③」、家族について話せそうならば、「ポイント④」になる。それ以降は、未実施の「ポイント②～④」を行い、それでも把握できない性格、行動的な側面、虐待の心身への影響について「ポイント⑤」で把握する。

### 3. 入所理由に関して家族の問題を述べる場合

「ポイント①」で家族の問題を述べる場合は引き続いて、「ポイント④」で子どもから見た家庭状況、家族関係、自分の歴史等を押さえた方が流れは自然になる。その上で必要に応じ、SCTや描画等を行う。その後は子どもの様子をみながら未実施の「ポイント②、③、⑤」を行なう。



## II 面接の実際

---

### 1 面接に用いる用紙類について

アセスメント面接では、次の5種類の用紙を用意している。巻末の「付録」にまとめて綴じてある。

#### (1) 「面接マニュアル」

これは、面接の流れに添った手引書であり、面接の場で使用することを念頭に作成してある。半構造化面接法に基づき、アセスメントする内容や具体的質問を、領域ごとにわかりやすくまとめてある。時間枠や状況に応じて、面接者が質問を取捨選択しやすいよう、太字と細字で優先順位を区別している。太字は最低限おさえておきたい内容である。子どもの目に触れることも考慮し、虐待はCA、虐待者はAbuserと書かれている。残りの質問を把握しやすくするために質問にはチェックボックスがついていて、質問が済んだらそこにチェックを入れる。

#### (2) 「サマリーシート」

これは、「面接マニュアル」に従って質問する中で把握した内容に、児童福祉司による社会調査、一時保護所職員による行動観察、必要に応じて医師による医学診断等も含めて、その要点を記録する用紙である。得られた情報の整理を容易にし、「総合評価」を作成しやすくするためのものである。マニュアルと同様に面接場面にも持ち込めるように配慮してある。

#### (3) 「総合評価」

「心理所見」「総合評価表」「レーダーチャート」で構成されている。

「心理所見」は、アセスメント面接で把握したことを中心に、今後の指導やケアについて特に強調したいこと、適切な対応により改善されると予想される点、今後出現が予想される情緒・行動上の問題とその対応方法等を加えて、自由に簡潔に記入する。

「総合評価表」は、虐待による心理・行動・発達・社会的側面への影響等を、「総合評価基準尺度」(別紙)に基づき9項目について5段階評価をして評価点を記入し、さらに4項目を加えた13項目についてコメント欄に内容や留意点等を書く。

「レーダーチャート」は、これらを視覚的に分かりやすくまとめ、面接担当者が考える子どもについてのケアの重要なポイントを示すために作成する。

#### (4) 「総合評価基準尺度」

「身体的健康・発育」「知的能力・学業成績」「発達障害」「対人関係と情緒」「自己像」「精神症状、精神疾患」「逸脱行動」「集団適応」「生活技能」の9項目について、その障害の程度を5段階に分類し、例を挙げてその尺度を示してある。

#### (5) 「子どもの行動観察チェックシート(一時保護所用)」

生活全般の状況(睡眠、食事、排泄、入浴・洗面、身辺整理、健康状態、日課)に関する質問が43項目、情緒・行動上の問題、対人関係の問題等に関する質問が50項目で構成されている。後者は、虐待を受けた子どもに特に多くみられる問題が中心となっている。子どもの生活の状態を把握している一時保護所職員が、入所後2週間目頃に記入する。

## 2 アセスメント面接の進め方の実際

「標準的な進め方」に則ってアセスメント面接の具体的な方法について示す。

### (1) アセスメント面接のはじめに

#### 【 目的 】

子どもが安心して面接に臨めるように、子どもが理解できる言葉で説明をする。下記の点について、面接の始めに触れ、子どもに面接の意味を説明する。

#### 【 留意点 】

アセスメントの質問に入る前に、子どもがリラックスして答えられそうな質問 (ex. 好きなテレビ番組、好きなお菓子等) から始めて緊張をほぐすことも考える。

面接では、子どもが混乱しないように話し、面接の途中で子どもが不安定になった場合は、子どもの様子を見ながら面接を中止し、①別の機会を設定する、②一緒に遊んで心理的負荷を和らげる、③他職員にフォローを依頼する、等の工夫が必要である。

#### 【 面接の方法 】

マニュアルを参考にして以下の点を説明する。面接初期の子どもの状態 (反応、表情や態度、子どもからの質問等) をよく観察する。

1. 自己紹介と仕事の内容を説明する。
2. 守秘義務について説明する。
3. 面接内容について説明する。

#### 【 例 】

##### 1. 自己紹介と仕事の内容の説明

「こんにちは。〇〇児童相談所の心理の〇〇です。私は子ども達の話聞いて、困ったな、心配だな、等と思うことについて、お話を聞いたり、心理テストをしたりして、どうしたらいいかを一緒に考えていく仕事をしています」

##### 2. 守秘義務について

「これからお話することについて、〇〇さんが伝えて欲しくない人には話をしないようにしたいと思っています。でも〇〇さんを守っていくためには、どうしても他の人に話さなければいけないことがあるかもしれません。その時にはその前にあなたにそのことを話しますね」

##### 3. 面接内容について

「これから～時ごろまでお話を聞いたり、テスト等をするけど、あなたがどんな人で、どんなことを考えたり、感じている人か理解するためなので協力して欲しいの。でも話したくないこと、やりたくないことは、無理しなくていいので言ってね」

## (2) アセスメントのポイント①「虐待に関する子どもの主観的事実」

### 【 目 的 】

一時保護された子どもがなぜ保護をされることになったかについて、子ども自身がどのように認識しているのかを探っていく。その過程で虐待についての子ども自身の認識の程度や虐待者をどう捉えているかを把握する。

虐待は否認されることが多く、「自分が悪いから虐待された」等受けた暴力を自責的に解釈することも稀ではない。また、虐待者を理想化したり、虐待者の歪んだ考えを信奉したりすることもよく知られている。これは親から虐待されるというつらい環境の中で生き延びるためには必要な防衛とも考えられる。その後の回復の過程では、子どもの無力感や自己評価の低さ等を改善させ、現実的な認知を可能にしていくような援助が必要となる。そのため、この時点で子どもの虐待についての認知を捉えておくことは、その後の援助につなげていく上で重要である。

### 【 留意点 】

これまで受けてきたであろう虐待について、子どもの見方を聞く面接である。子どもにとっては、つらい経験を語ることになるので、ここでの面接者との関係の体験（信頼関係の確立のための第一歩的なもの）は、今後の面接の展開に大きく影響する。そのため、子どもの状況を観察しながら慎重に進める。この段階では、子どもが一時保護された事態をどう捉えているかを聞くことに留め、虐待を否認している場合には、子どもが問題と感じていることを、一緒に考えていくという姿勢を示して徐々に信頼関係を築いていく。

子どもが一時保護について十分理解していない場合や、一時保護が子どもの意向に反して行なわれている場合や、あるいは生活の急激な変化に当惑している場合等に、子どもの協力が得られず面接がスムーズに進まないことがある。その場合は、面接の意味をもう一度説明し、次回いつ頃ならいいか等を子どもの意見も聞きながら約束し、今回はアセスメント面接を中止する。そして一緒に遊ぶ等子どもに無理のない関係づくりの形成を第一に考える。

### 【 面接の方法 】

虐待について明確に言語化しにくい場合でも、質問1, 2, 3と系統的に聞いていく中で、無理なく子どもが受けた虐待について開示できるように構成されている。そして全体を通して、子どもが「虐待」の事実についてどのように認識しているのかを把握する。

#### 1. 入所の理由について聞く

「どうしてここに来たの？」

まず「どうしてここに来たのか」という質問への返答内容から、親からの虐待行為をどう捉えているかを探る。

- ①「親から殴られた」等の虐待者の問題を挙げる場合は、「どんなこと？」「そのときどう思った？」等話せる範囲で具体的に聞いていき、虐待を打ち明けたことに伴う不安や恐怖感に配慮する。

- ②「自分が悪いことをした」等自分の問題を挙げる場合は、「どんなところからそう思った?」「その時どう思った?」と子どもの様子や発言の流れを見ながら、具体的に聞く。面接の最後までには「あなたが悪いのではない」ということを伝える。
- ③「わからない」と答えた場合は、「児童福祉司さん（あるいは入所するとき付きそっていた大人）にはどんな風に聞いている?」「それ（聞かされている理由）についてどう思う?」と具体的に聞き、事態をどう理解しているか把握する。
- ④「入所に納得していない」と答えた場合は、その子どもの気持ちを受け止めながら、「どうしてそう思うのか、あなたの気持ちをもう少し知りたいので教えてくれる?」と話し、以下の質問につなげる。

## 2. 入所前の家の生活について困っていたことについて聞く

### 「家で困っていたことやつらかったことはある?」

1の段階で詳しい虐待の内容を話す場合もあるが、明確でない場合に「家で困っていたこと」という質問をして家族の問題に注意を向けるようにする。

- ①「ある」と答えたら、「どんなこと?」「その時どう思った?」と聞く。
- ②「ない」なら、質問3に。

## 3. 現在の心境について聞く

- ① 現在の心境について、聞いていく

### 「今、心配なことはある?」

明確に虐待の事実を語れなくても、現在の心境について「今、心配なことある?」という質問をすることにより、子どもの抱えている不安を把握する。

- a. 「ある」と答えたら、「どんなこと?」「どう思った?」と聞き、家族がそれに絡む場合は、特に誰の反応を気にしているか等について聞いていく。
- b. 「ない」なら、次の質問へ。

- ② 一時保護をされたことに対する感想を聞く

### 「ここ（一時保護所）の生活はどう?」

- a. 「よかった」なら、「どんなところがいいの?」
- b. 「いやだった」なら、「どんなところがいや?」と尋ねる。  
「ここに来たことどう思っている?」（前のところで聞いていなければ）

※ すべての質問に回答しない場合は、「全ての質問に回答しない」に記入する。その際は、表情等に注意を払い、その特徴を記入すること。

### (3) アセスメントのポイント② 「知的・発達水準」

#### 【 目 的 】

身体発育の問題、知的能力の程度、発達障害の有無等子どもの客観的な状況を把握する。近年、被虐待児の中で発達障害の占める割合が大きいことが指摘されている。発達障害を診断することは、今後の子どもへのケア・援助にとって非常に重要であるとともに、虐待メカニズムの解明につながり、親への援助プランを作成する上でも欠かせない。従って、ここでは医学的診断の要否の判断を含め、発達障害の可能性を見立てる。

#### 【 留意点 】

主に心理検査を実施し、子どもの身体的な発達と知的な発達について把握する。検査の種類については、それまでの面接で把握された子どもの状況から選ぶ。検査結果だけでなく、取り組みの姿勢や反応からもさまざまなことが把握できる。虐待というストレス状況では学習への意欲がそがれていることが多く、知的能力と学業成績との間に差があることも多いため、そのずれの把握は今後の援助にとって重要である。

子どもによっては、一見発達障害のように見えながら、虐待による影響で行動面が落ち着かなかったり、表情が乏しかったりすることもある。ここでは、その時点の子どもの状態像を「**発達障害の可能性**」として把握し、必要に応じて医師につなげる。

#### 【 面接の方法 】

##### 1. 身体的発達

保護所の入所時の健診記録により、身長、体重について標準からのずれを把握し、外見から見られる身体的な特徴（肥満、やせ、頭の大きさ、皮膚の状態、歯の状態等）を記入する。これまでの養育環境の身体発達への影響を観察することになる。

##### 2. 運動発達

保護所での生活状況を運動発達という観点から聴取する。一緒に遊んだ時もこの観点で観察する。これを把握する理由は、ここでの問題が生活経験のなさからくるものか、発達障害からくることなのかにより、ケアの方向や目標とするところが異なってくるからである。

**粗大運動**は、走る、歩くといったところから観察される特徴（「問題あり」の場合は、「走るバランスが悪い」等と記入し、「問題なし」の場合は「なし」と記入。以下も記入方法は同じ）

**微細運動**は、「つかむ」「つまむ」「書く」「折る」といった手の運動から観察される特徴を記入する。微細運動が発達していないとき、生活経験のなさからくるものか、経験を重ねるうちに学習できることなのかも含めて観察する。

**巧緻性**は、手先の器用さについての記入だが、ここで問題になるのは、特別大きな「不器用さ」の記入である。身体能力、知的能力に問題がないのに、小学生になってもはさみが使えない、折り紙ができないといったことを記入。

**協応動作**は、手と足の協調がうまくできているか、目と手の協調がうまくできている

かといった、いくつかの動作をスムーズに行えるかを見る。目と手の協応がうまく行えないと、キャッチボールがうまくなかったり、黒板の字を写しにくかったりする。

### 3. 知的能力

知的レベルを**知能検査**で把握する。出来れば **Wechsler 知能診断検査**（子どもの実施の年齢により、**WISC, WAIS**）を実施する。下位検査の出来方のバランス、認知の特徴、処理能力を把握する。能力が低いと思われる場合は、**ビネー検査**を実施する。

知能検査にのらない年齢や能力の場合には、**発達検査**、**遠城寺式発達検査**を実施する。時間があれば、**新版K式**を実施する。

### 4. 学習能力（学業成績）

学業成績については、事前に児童福祉司や保護所で把握している学校の成績と知能検査の結果とのずれを把握する。生活が順調にいと、能力があっても学業成績に反映しないことがよくある。

### 5. 言語発達

**言語の特徴**には、子どもの言い回しや発音、声の大きさに特徴があった場合に記入する。吃音、寡黙、多弁といった場合にも記入。**言語疎通性**は、言語理解力の特徴を記入する。

### 6. 各発達、知的能力間でのばらつき

特記があれば記入する。

### 7. 発達障害の可能性

いずれも年齢、発達水準に不相応な傾向として判断する。その傾向が著しい場合、医師に診断を求める。あくまでも、この時点での状況であることをおさえる。

参考にするポイントは次ページにあげる。

### 8. 状況把握力

特徴的なことがあれば、記入する。

## 参考

### 〈ADHDの可能性について〉

- 不注意：重要でない刺激を排除し、他の刺激を選択し、反応することができない傾向の有無。
- 多動性：エネルギーの使い方が未熟（疲れを知らない）、活動と運動の衝動統制の悪さ（体をゆする、手遊び、貧乏ゆすり）等の傾向の有無。
- 衝動性：興味・関心・活動の抑えにくさ（じっとしてられない、注意が移りやすい）、攻撃・刺激の欲求の抑えにくさ（キレル、かっとなる）、状況への不適切な防衛反応（パニック型の攻撃や逸脱行動）についての傾向の有無。

### 〈PDDの可能性について〉

- 社会性の障害：他者との交流がスムーズにいかない傾向の有無を記入。（暗黙のルールが分からない、人の中で「浮いてしまう」、風変わり）
  - 孤立型 相手の存在が見えていないように振舞う傾向。
  - 受身型 周囲の人に従順すぎる傾向。
  - 積極・奇異型 相手の状況に無頓着に執拗に関わる傾向。
- コミュニケーションの障害：一方的で言葉の使い方が独特な傾向の有無を記入。  
以下がそのヒント
  - 表現能力 不自然さ、ぎごちなさ、正確すぎる、回りくどい言葉使い。
  - 言語理解 微妙な文法的なこだわり（「時間に縛られる」に「どこに縄があるの」のような）。言外の意味を汲み取ることができない
  - 非言語性コミュニケーション 言葉以外の表現媒体を適切に用いることができない（表情、姿勢等が単調、不自然）。
- 想像力の障害：ごっこ遊びや想像的な遊びの乏しさ、こだわり、興味の限局、パターン化された行動等があった場合に記入する。
- ・感覚異常：感覚（感触、聴覚、臭覚等）の過敏さ、鈍感さ
- ・運動異常：協調運動のできなさ、極端な不器用さ

### 〈LDの可能性について〉

- いずれも「知的能力に見合わない程度」として、把握する。
- 読字障害の可能性：書字障害との合併が多い。以下がそのヒント。
    - 錯読 文字の順序を誤り、文字の省略、文字の混同
    - 視覚認知障害 とぼし読み
    - 語性失読 一文字一文字は読めるが、語として読めない 等
  - 書字表出障害の可能性：英語、漢字の書字障害が多く、ひらがなは少ない。
  - 算数障害の可能性：読字、書字に対する躓きも併せ持っていることが多い。
  - コミュニケーション能力の障害の可能性：知的能力に見合わないほど「聞く」「話す」「推論する」能力に障害が見られる場合にチェックする。

#### (4) アセスメントのポイント③ 「子どもからみた学校生活と友人関係」

##### 【 目 的 】

学校等の集団生活や友人関係、大人との関係等について、社会的場面での受けとめ方を子ども自身から聞く面接である。

また、学校での好きな（得意）な活動や信頼できる友人や先生の存在を聞くことで、子どもを支えている活動や人を把握することができる。

##### 【 留意点 】

学校生活は、多くの友人や教職員との関係があり、様々な刺激があり、頻繁な場面の転換が求められたりする等、子どもが自分自身のペースでなかなか生活を進められない。ここではそういった社会的場面への適応状態について、子どもがどう感じているかを聞きとる。子どもとしてはとても楽しく学校生活を送っていると思っていなくても、学校は手に負えない子どもと評価していたり、逆に子どもが不適応感を感じていても学校側はそういったものを読みとっていないことがある。児童福祉司による社会調査と比較しながら、子どもの社会的側面をおさえることは大切であるが、それとともにここでは、子どもが生活の中で感じている居場所、支えられている活動、人間関係を把握する。それがない場合であっても、面接者に支えられながらそういったことを見つけようとしていく体験は、自分にとって肯定的なものが存在するという可能性を示唆することになり、重要である。集団生活であることから、失敗体験を感じている子どもも多いが、少しでもできていることを引き出せるような聞き方をしたい。

不登校の場合には、学校に対する思いについて、事前に児童福祉司から把握するといいい。

##### 【 面接の方法 】

子どもの学校生活やそれによる広がりを知る。

##### 1. 学校生活についての具体的な事実の確認 事実をどのように認識しているかを聞く。

「学校はどこに行っていたの？(何小、中、高)？」

「担任の先生は何先生？」

##### 2. 学校生活についての子どもの感じ方を聞く

「学校はどう？」

「学校で楽しかったこと、嫌だったこと、思い出」

「好きな科目（活動）は何？」「嫌いな科目（活動）は何？」

「勉強は得意な方？苦手な方？」

##### 3. 学校の中での友人関係、教員との関係等学校での人間関係や活動についての質問

子どもを支えている人間関係、活動の存在を知る。

「仲のよい友だちはいるかな？」「その子の名前は？」「嫌な子は？」

「好きな先生はいる？」「その先生の名前は？」

「困った時相談できる（助けてくれる）友達とか、先生とかいた？」「名前は？」



「学校の部活は？係は？」

4. 子どもの下校後の生活の広がり、居場所（支えられる場所や人間関係）についての質問

「学校から帰ったら何をすることが多い？」

「学校から帰って、だれといちばん遊んでいた？」

「どこで遊んでいたの？」「どこによく行った？」

5. 不登校だった場合

「何年生？」（現状認識を把握する）

「学校、どうだった？」「いつから学校に行きにくくなった？」

「学校で楽しかったことは？」「つらかったことは？」

「いつも何時に起きるの？」「日中は何をしている？」

## (5) アセスメントのポイント④ 「子どもからみた家庭状況と家族関係・親子関係」

### 【 目的 】

ここでは子どもからみた家族状況(衣・食・住)、家族・親族・その他の人間関係、家族の歴史についてどのように捉えているかを聞く。その中で虐待の事実が打ち明けられ、虐待者への思いが表出される可能性もある。また子どもを支えている人の存在を把握することも目的の一つである。

子どもからみた家族の歴史については、子どもの一番古い記憶や、強く印象付けられている出来事や、記憶のない時期や事柄を聞くことにより、子どもが家族や環境の変化をどう受けとめてきたか、記憶や意識の連続性が保たれているか、何がトラウマになっているか等を推測する。

### 【 留意点 】

子どもとの関係作りと再統合までを視野に入れながら(可能性も含めて)、家族のマイナスイメージを強化しないように配慮することが必要である。しかし、子ども自身が悪いわけではないことをおさえつつも、家族関係が原因で一時保護になったことを漠然とでも意識できるようになることが望まれる。この時点での虐待者に対する理想化や歪んだ思いはそのまま受けとめ、情報として記載し、今後の援助につなげていく。

虐待の事実が話される場合は、つらい気持ちを受けとめ、勇気を持って話してくれたことに感謝の意を表し、「自分が悪い子どもであったからひどいことをされた」と自分を責めている子どもには、具体的な事実を聞く中でそれを和らげることが必要である。基本的には、加害者を非難するべきでなく、子どもの持っている力に焦点を当てながら、「安心できる生活を送ることができるために」みんなで一番よい方法を考えていくことを改めて伝えることが重要である。

子どもの答えた内容が児童福祉司の調査と異なる内容であったとしても、子どもの見方として尊重し、その他の調査と合わせ、その相違はおさえておく。

### 【 面接の方法 】

家庭や家族の状況について、以下の通りに聞いていく。

#### 1. 家庭状況“住”についての質問

( 間取り図を別紙に描いてもらおうと理解が深まる )

「どんなお家に住んでいるの？」

「安心できる場所は？」「嫌いな場所は？」「安心できる(嫌いな)のはどうして？」

「あなたがいつもいる部屋は？」

#### 2. “家族・親戚・その他の人間関係”についての質問

( 一緒に家系図(ジェノグラム)を作ることが情報を整理するのに役立つ )

「(その家で)誰と一緒に住んでいるの？」「何人家族？」「きょうだい何人？」

「お父さんの仕事？」「どんな人？」「お母さんの仕事？」「どんな人？」

←家族メンバー全員について「どんな人？」

「こわい」との発言や緊張が感じられたときは、「たたかれたりする？」と聞く

「困った時、相談できる人は誰？」「信頼できる人は誰？」「こわい人だれ？」

※さらに、聞けるようであれば、“叱られること”についての質問をする

(「虐待に関する主観的事実の質問」の“困っていること”で話していれば不要)

「家で叱られることある？」

「叱られるのは、どんな時？ 誰に？ どんなことで？ どんな風に？

いつから？」

「叱られた理由を説明してくれた？」

「家の人に変わってほしいところはある？」

### 3. 家庭状況“食”についての質問

「夕食は何時ころ？」「ご飯は誰が作ってくれる？」

「誰と食べるの？」(手作り・外食・コンビニ・惣菜等)

「好きな食べ物・嫌いな食べ物は？」

※さらに、聞けるようであれば、

“衣類”についての質問 をする。

「洗濯はいつ、誰がしてくれるの？」

「あなたの服は誰が用意してくれるの？」等

### 4. “家庭の雰囲気”についての質問

「家の中で楽しい時ってどんな時？」

「家の中で嫌なときってどんな時？」

「お休みの日は何をして過ごすの？」

「家族で出かけたりする？どんな時・どんなところ？」

### 5. “子どもから見た家族の歴史”についての質問

健忘(記憶の欠落している時期)の有無、強く印象付けられている出来事(離婚、再婚、転居、転校等)の影響も把握する。

→年表を一緒に作成することで情報が整理しやすくなる。

「一番小さいときの思い出って何？」あるいは「一番古い記憶って何？」

#### 順次

「幼稚園(あるいは保育園)のころどうだった？何か覚えていることある？」

「小学校のころどうだった？何か覚えていることある？」

「中学校のころどうだった？何か覚えていることある？」

## (6) アセスメントのポイント⑤ 「性格、情緒・行動上の問題、対人関係 (虐待の心身への影響)」

### 【 目 的 】

子どもの性格、情緒・行動上の問題の特徴や対人関係のパターンを把握する。虐待という長期反復する外傷を受けた子どもは、本来の人格発達を疎外され、基本的信頼感や自己同一性の獲得を阻まれ、否定的な自己認識をもつにいたる。また自己の内的統制力が乏しく情動調節の悪さや、心的外傷に由来する解離や外傷後ストレス障害（PTSD）等の精神症状や、対人関係の問題を抱えてしまうことも多い。そのため、子どもの状態を虐待による心身への影響という観点から整理し、問題の種類や程度を評価し、その後の治療や援助の必要性を判断する基とする。

### 【 留意点 】

性格、情緒・行動上の問題、対人関係については、面接中のあらゆる反応、態度に加えて心理検査や生活行動観察や保護前の生活状況等の情報全てを集めてはじめてアセスメントが可能になるため、多角的な視点を持つことが必要である。そうすることにより、虐待により阻害されることで変化した問題視される部分だけでなく、その子本来の性格傾向や健康的な部分の把握にもなる。

主観的な感じ方と客観的な事実と相違していることも少なくないが、それは子どもを理解する上で重要な情報なのでその違いを記載しておくことが必要である。

ここでの質問やテストは子どもの内的体験に焦点を当てることになり、否定的感情や不安を引き出してしまう可能性もあるため、今は安全であることを告げるとともに、子どもの状況や内的資質のプラスの面（安心できる場・イメージ、信頼できる人、楽しめる活動、得意な活動、成功体験、優れた能力等）を引き出すような質問を加える等して、子どもの安心感や自信の回復を図ることを心がける。また子どもが試みてきた否定的感情に対する対処法を聞くことにより、過酷な状況の中で自分を守るために用いてきた防衛方法を把握し、今後の治療につなげていく。

### 【 面接の方法 】

1. S C T等の質問紙やH T P等の描画等必要な心理テストを実施する
2. 8歳以上の子どもには子どものトラウマ症状チェックリスト\*<sup>1</sup>（TSCC：Trauma Symptom Checklist for Children）を実施する

TSCCは虐待等の慢性のトラウマおよび急性のトラウマの影響を評価するための自記式の質問紙である。8歳～16歳の子どもを対象とし、子どもが自分で文章を読み、反応を記入する形式になっている。「たまに」「ときどき」「いつも」等、「ある」にチェックされている時は、具体的内容やどんな時に起こるか等の質問をすることで、事態をより明らかにすることができる。

8歳未満の子どもや理解力の低い子どもについては、TSCCの質問項目の文章を面接者が読み上げ、平易な言葉で説明しながら実施し、子どものトラウマ症状について評価する際の参考とする。